

1

認定こども園やアフタースクールなどの入所申込がはじまります

認定こども園などの入所申込受付

令和9年度に認定こども園などの施設へ入所を希望する乳幼児の入所申込受付を開始します。すでに入所している場合も、現況確認のため書類の提出が必要です。

■対象 おおむね生後6カ月の乳児から就学前までの子ども

■認定区分 区分表のとおり

■提出書類 区分表のとおり

■受付期間
①1号認定 9月28日(月)～10月2日(金)
②2・3号認定 10月5日(月)～11月2日(月)

■受付場所 第1希望の施設

※やむを得ない場合は、こども育成課でも受付ができます。

※申込時点で市外に住所がある転入予定者に限り郵送可能。配達の記録が残る方法でこども育成課宛に郵送してください。

■その他 施設の定員や保育教諭などの配置により、希望施設への入所が困難な場合があります。

年度途中で満3歳児となる1号認定での入所については、こども育成課まで相談ください。

【区分表】

区分	要件	入所できる施設	提出書類
1号認定	満3歳以上で標準時間の教育を希望する場合	認定こども園	支給認定(現況届)申請書兼利用申込書
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合		①支給認定(現況届)申請書兼利用申込書 ②事由を証明する書類
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合	認定こども園 または小規模保育施設	

※必要書類は各施設、こども育成課に備えています。市ホームページからもダウンロードできます。

アフタースクールの入所申込受付

令和9年度にアフタースクールへ入所を希望する児童の入所申込受付を開始します。

■対象 市内在住の小学生

■受付期間 9月28日(月)～11月2日(月)

※年度途中に入所を予定している場合も、期間内に申し込みいただけます。

■入所要件 保護者が就労や介護などで、放課後もしくは長期休業中に、家庭で適切な保育ができないこと

■提出書類
①「アフタースクール入所申込書兼児童台帳」
②就労証明書などの「保育ができない状況を示す証明書」

※様式は、各アフタースクール、こども育成課、各支所窓口に備えています。市ホームページからもダウンロードできます。

■受付場所 各アフタースクールまたはこども育成課

■その他 1日のみ利用する「一時預かり」(要事前申込)の制度もあります。

ります。ただし、利用状況によりお断りする場合があります。
※詳しくは、「アフタースクール入所のご案内」をご覧ください。

■ 認定こども園 入所申込

問こども育成課 認定こども園係
(山南庁舎内) ☎ 88 - 5083



ID 13330

■ アフタースクール 入所申込

問こども育成課 アフタースクール係
(山南庁舎内) ☎ 88 - 5751



ID 9356



2

下水道を正しく使いましょう

図下水道課 ☎74・0224

近年、下水道管を詰まらせるトラブルが相次いでいます。原因の多くは、本来、流してはいけないものの流入です。特に次の3点は、下水道に流さないよう注意してください。

①生ごみ・油など

台所から出る生ごみや油などを流すと、下水道管が詰まるだけではなく、処理施設で十分に処理できず、川を汚す原因にもなります。油は布や紙にしみこませて、「燃やすごみ」として適切に処分しましょう。

②水に溶けないティッシュペーパーや掃除用シートなど

トイレにティッシュペーパーや掃除用シートなどを流すと、宅内排水管や下水道管が詰まる原因になります。トイレトーパーパーまたは水に溶けるティッシュペーパー以外は流さないようにしましょう。

③雨水

下水道に流せるのは汚水のみです。宅地内の屋根や庭に降った雨水が下水道管に流れると、各家庭から出る汚水の流れが妨げられたり、逆

流が発生する原因にもなります。雨どいが誤って下水道管に接続されていないか今一度ご確認ください。

トイレ等が故障したとき

雨水が下水道に流れているときは

トイレや宅内排水管の詰まりなどが自身で直せないときや、雨水が誤って下水道管に流れている場合は、市の指定工事に修理を依頼してください。

丹波市版マンホールカード 無料配布中！

私たちの生活を24時間支えている下水道をもっと身近に感じていただくため、丹波市オリジナルのマンホールカードを無料で配布しています。

配布場所 かいはら観光案内所
(☎73・0303)

※定休日：毎週火曜日、年末年始

配布時間 10時～16時

※下水道課では配布していません。



排水設備
指定工事店

3

ペットを飼うときは 最後まで愛情と責任を持ちましょう

図環境課 ☎82・1290

ペットは大事な家族の一員です。周囲に迷惑をかけないように、次のことに注意して、最後まで責任を持って飼いましょう。

糞尿は飼い主が責任を持って片付けましょう

犬を散歩させるときは必ずリードでつなぎ、水やスコップなどを携帯し、飼い主が責任を持って糞尿を片付けましょう。

飼い猫には不妊去勢手術を行いましょう

猫は繁殖力の強い動物です。子猫が増えすぎて管理できなくなってしまうに、早めに不妊去勢手術をしましょう。また、猫を屋外に出すと、近所に糞や尿をして迷惑になったり、交通事故で命を失うおそれがあるので、室内で飼いましょう。

9月20日
から26日は
動物愛護週間
です



ペットが迷子になったら 必ず連絡しましょう

■兵庫県動物愛護センター
☎06・6432・4599

■丹波警察署 ☎72・0110

■環境課 ☎82・1290

迷子に備えて犬には鑑札と狂犬病予防注射済票を、猫には迷子札を付けてください。

むやみにえさを与えるのは やめましょう

野良猫にえさを与えると、猫が集まり周囲に迷惑をかけるだけでなく、繁殖して子猫が生まれ、殺処分される不幸な猫を増やすことになります。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物の遺棄や虐待は法律で禁止されており、違反すると厳しい罰則が適用されます。



←市ホームページのID検索で詳細情報にアクセス